憲法改正論議

岩淵、黒木、小針

1. **硬性憲法の意義**文責　岩淵

憲法改正…成文憲法の内容について、憲法所定の手続きに従って、意識的な変更を加えること

日本国憲法の改正要件は厳格である。これは、憲法の安定性と可変性との調和を図るためである。つまり、憲法には、最高法規としての安定性に加え、政治・経済・社会の動きに対応する可変性も求められる。そこで、通常の法律とは異なり、改正手続きを厳格にすることによってその安定性を高める一方、改正を可能にすることによってその可変性を維持し、両者の調和を図っているのである。

1. **憲法改正の手続き**

**憲法96条**

　①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、　その過半数の賛成を必要とする。

　②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

**すなわち、憲法改正は（1）国会の発議、（2）国民の承認、（3）天皇の公布という3つの手続きを経て行われる。**

（1）国会の発議

　　発議…国民に提案される憲法改正案を国会が決定すること

1. **発案**、②**審議**、③**議決**を経てなされる

①発案

憲法改正の原案を提出する権能（発案権）が両議院の各議員のみならず、内閣にも認められるかについては争いがある。肯定説は、国会の発議は発案権者が議員に限られることを当然に意味しないこと、内閣の発案権を認めても国会審議の自主性は損なわれないことなどを論拠としている。他方、否定説は、主権者たる国民の意思を最重視すべきことからすれば、原案提出権は国会議員に限るのが憲法の精神にかなうこと、改正案の提出権を法律案の提出権と同じに解するのは、憲法と法律との形式的・実質的な相違をあいまいにしてしまうことなどを論拠としている。（芦部）ただ実際は、内閣は議員資格を持つ国務大臣またはその他の議員を通じて原案を提出できある。

②審議

憲法・国会法に定めがないため、審議手続きは法律案の場合に準じて行いうるとされる。定足数については、慎重な審議を有するため、総議員の3分の2以上の出席が必要との見解もあるが、憲法上特別の規定がないことからして、総議員の3分の1以上で足りるとされる。

また、国会は憲法改正の発議権を有するため、改正案を自由に修正できる。

③議決

各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要（96条1項）。両議院の議決により、発議が成立し、同時に国民に対して提案されたことになる。なお、両議院の議決には、衆議院の優越が認められていない。

また、「総議員」の意味として、法定の議員数と解する説（法定議員数説）と、議員定数から欠員を差し引いた現職議員の総数とする説（現在議員数説）の2説があるが、後説が通説である。

(2)国民の承認

　憲法改正は、国民の承認によって成立する（96条1項前段）。この承認は、「特別の国民投票」または「国会の定める選挙の際行はれる投票」によって行われる（96条1項後段）。

　平成14年に**憲法改正国民投票法**が制定され、併せて憲法改正の発議に関する手続

きの整備が行われた。

(3)天皇の公布

上記96条2項参照。

「国民の名で」…改正権者である国民の意思による改正であることを明らかにす

る趣旨

「この憲法と一体をなすものとして」…改正条項が日本国憲法と同じ基本原理の上に立ち、同じ形式的効力をもつものであることを示す主旨

**３．憲法改正の限界**

この改正手続によってこの憲法をどのようにも変更しうるとする無限界説と、法理上、一部の条文の改正を禁止するという一定の限界を設定する限界説とに分かれる。

（Ａ）無限界説（少数説）

　　（Ａ－１）法実証主義的無限界説

　　　　根拠；憲法規範の価値序列を認めない法実証主義の憲法理論

○日本国憲法が国の最高法規であることは、日本国憲法の上に位する法は存在しないということを意味し、これは、すべての憲法の規定が、国の最高法規であるといえ、条文に上下位の価値序列はない⇒すべての規定は改正の対象となる

　　（Ａ－２）主権全能論的無限界説

　　　　根拠；国民主権の絶対性の理論

○憲法改正の究極的主体は憲法制定権力の主体であり、それは主権者である国民でその存在は憲法の外にあり、法的に説明のつかないもので、憲法超越的な主体であるから、改正権が部分的にせよ憲法をつくりかえる力であるから、本質的には憲法改正権も憲法の外において上のものであるといえる

⇒国民主権から導かれる憲法制定権力が万能であるがゆえ、憲法の枠に拘束されることなく、無制限に改正することができる

（Ｂ）限界説

　　（Ｂ－１）法理論的・憲法内在的限界説

　根拠；憲法制定権力と改正権とを峻別することによって法理上の限界を導く理論

○成文憲法で定められた憲法改正権は全体としての憲法の同一性及び継続性が守られるという前提のもとにおいてのみ、憲法の条項を修正することができる。憲法改正権は憲法により与えられている憲法上の権限であるから、成文憲法の基礎となる基礎的政治的決定を動かせない

（Ｂ－２）自然法的限界説

　　根拠；憲法規範の中に価値序列を認め、上位の根本規範の存在を認める理論

　○根本規範は、「憲法の憲法」として普通の憲法規範より上位の段階にある規範ととらえ、憲法の基礎をなし、その究極にある原理を定める根本規範に触れることは許されないものと解すべき

憲法改正限界論（通説）

1. 基本的人権の保障　　　　「人類普遍の原理」（前文）・「根本規範」により改正不可。
2. 国民主権
3. 平和主義　　　　　　　　①②と不可分であるから改正できない。
4. 憲法96条の国民投票制　　②を具体化したものであるから改正できない。

**４．憲法の変遷**

憲法規範に真正面から反するような現実が生起し、しれが、一定の段階に達したとき（法社会学的意義の変遷）、憲法規範を改正したのと同じような法的効果を生ずると解することができるかどうか、すなわちこのような意味での**「憲法の変遷」（法解釈的意義の変遷）**が認められるかどうか争いがある。

1. 肯定説

この点につき、一定の要件が満たされた場合には、意見の憲法事実が法的性格を帯び、憲法規範を改廃する効力を持つとする説がある。

この説は実効性（国民に現実に守られていること）が失われた憲法はもはや法とは言えないことを根拠としている。

1. 否定説

一方でいつ憲法の実効性が失われたか、その認定は困難であるし、たとえ実際に憲法の実効性が失われても、憲法の法としての拘束性（国民を拘束し、国民に順守を要求すること）は消滅せず、国民の意識の変化によって、仮死状態の憲法規定が息を吹き返すことはありうる。したがって意見の憲法現実は、あくまで事実にしかすぎず、法的性格をもちえないとする。

**５．各国の憲法改正要件と改正回数**文責　小針

**・アメリカ**

アメリカ合衆国の憲法は、硬性憲法にあたり、憲法改正が承認された場合に、もともとの条文は削除されずにそのまま書き残され、「憲法修正条項」として、憲法典の中に追加的に書き込まれるというスタイルをとっている。

1788 年6 月21 日に成立したアメリカ合衆国憲法は、1945 年以降、**計6 回**修正されている。いずれも、連邦議会の両院の3分の2以上の賛成による修正の発議と全州の4分の3の州議会の承認という憲法第5 条の規定に則した修正である。

1945 年以降の修正回数は6 回であるが、修正案の提出そのものは合衆国憲法制定から現在に至るまで11,500 件以上ある。しかし、それらの多くは連邦議会における委員会段階で廃案とされ、連邦議会の発議要件を満たすものは非常に少ない。

【要件】
①連邦議会の上下両院の3分の2以上の賛成で憲法改正発議

②発議された改正案は、州議会の4分の3の承認、または憲法会議で4分の3の州の賛成

※憲法会議…州議会の4分の3が要求した場合、召集されるもの

**・ドイツ**

現在のドイツでは、ドイツ連邦共和国基本が憲法の役割を果たしている。これは、1949 年、東西分裂時代の西ドイツにおいて制定された際、「憲法」ではなく、あくまでも暫定的な「基本法」であることが意識されていたのである。もっとも、こうした暫定性にもかかわらず、基本法は西ドイツにおける事実上の憲法として適用されてきた。

旧東ドイツのほうでも、西ドイツと同年、1949年にドイツ民主共和国憲法が制定されている。ただ、東西ドイツ統合後には、この東独側の憲法が廃止され、西ドイツ側の憲法がそのまま統一後のドイツにおける憲法として存置されることになった。

このドイツにおける憲法は、 2013年の時点で**計59回**です。この中には、西ドイツ時代の改正も含まれている。ただし、この背景には、ドイツの基本法の中には日本における法律に該当する規定も多いからであるといわれている。

【要件】
①国会両院（連邦議会、連邦参議院）の3分の2以上の賛成
　※連邦参議院…各州政府の首相や閣僚など州の代表者で構成

**・フランス**

　現行のフランス憲法は、1958 年10 月4 日に制定された第五共和国憲法が用いられている。これは、現在までに**計24 回**改正されている。第五共和国憲法に人権規定はほとんど存在しないため、24 回の改正の大部分が必然的に統治機構に関する憲法改正となっている。特に、2008 年7 月23 日には、50 以上の条項の改正という大規模な改正が行われた。

【要件】①憲法89条による改正と②憲法11条による改正がある。

①について

・首相が大統領に憲法改正を提案して大統領が発議、または首相が国会議員に提案し、

国会議員が発議
・発議された改正案は、両議院による過半数の議決後、国民投票による過半数の承認

・ただし、政府提出の改正案に関しては、大統領が両院合同会議に付託し、有効投票の5 分の3 で可決された場合、国民投票にはかけられることなく改正確定

②について

大統領による法律案の国民投票への付託の権限を定めている。この「法律案」には憲法改正法案も含まれると解釈することで、第11 条による憲法改正が可能となる。

**・イタリア**

現行のイタリアの憲法である、イタリア共和国憲法は、1947年に公布され、1948年に施行されている。イタリア共和国憲法は、現在に至るまでの間に、**計15回**の改正を経験している。これらの改正の特徴は2 点挙げられる。第1 に、統治制度に関する憲法改正が多いという点である。第2 に、2001年10 月18 日に行われた地方分権改革のための比較的広範な改正を除けば、基本的に小規模な改正であることが多いという点である。

 【要件】

①3か月以上の間隔を置いた連続する2 回の審議における各議院の可決

（なお、2 回目の表決は、各議院の議員の絶対多数という特別多数が要求される）。

②ただし、国会によるこの手続の後に、1 議院の議員の5 分の1、50 万人の有権者又は5つの州議会の要求がある場合は、国民投票が行われ、有効投票の過半数が承認した場合改正は成立する。国会の各議院の2 回目の表決で、議員の3 分の2 の特別多数で憲法改正が可決された場合は、国民投票は行われない。

**・オーストラリア**

1900 年7 月9 日に制定されたオーストラリア連邦憲法は、1945 年以降に**計5 回**改正されている。

オーストラリア連邦憲法の改正には国民投票での賛成が必要であるが、1945 年以降に国民投票に付された憲法改正案25 件のうち可決されたものは5 件で、8 割が否決されている。このように憲法改正国民投票における否決例の多さは、オーストラリアの憲法改正の特徴として指摘することができる。

【要件】

①国会の上下各議院の総議員の過半数で可決された憲法改正案のみ、国民投票を行う

②国民投票で、（ⅰ）全投票者の過半数の賛成、かつ（ⅱ）過半数の賛成がある州が州全体の過半数を超えること（二重の過半数）

**・中国**

1949 年の中華人民共和国成立以降、中国では4つの憲法が制定されている。①1954 年憲法、②1975 年憲法、③1978 年憲法（改正2回）、④1982 年憲法（現行憲法）が制定された。1982年憲法は、**計4 回**改正されている。

これらの改正の特徴としては、いずれも「市場経済」、「人権の尊重・保障」・「法治国家」といった西欧先進国の憲法の内容に倣った改正であるという点が指摘できる。

【要件】

①全国人民代表大会常務委員会ないし５分の１以上の全国人民代表大会代表の発議にもとづき、全国人民代表大会が総代表の３分の２以上の多数により採択する。

**・韓国**

第二次世界大戦後、韓国憲法は、6つある。①第一共和国憲法（改正3回）、②第二共和

国憲法（改正2回）、第三共和国憲法（改正2回）、第四共和国憲法（改正1回）、⑤第五共和国憲法（改正1回）、⑥現行憲法である「第六共和国憲法」が制定された。

【要件】

①国会議員の在籍議員の過半数又は大統領の発議による提案

②提案された憲法改正案の大統領による20 日間以上の公告

③国会の在籍議員の3 分の2 以上の特別多数による議決（公告日から60 日以内）、

　かつ

④国民投票における有権者の過半数の投票と投票者過半数の賛成（国会での議決から

30 日以内）

※大統領が憲法改正を提案する場合は、国務会議の審議を経る必要あり

５－１　＜日本の憲法改正の動きに対する海外の反応＞

・中国、韓国　→　否定的

憲法改正が行われ、軍事大国化していくことは、東アジアにおける政治・軍事的安全保障の形が変わるということである。少なくとも、中国、韓国は、その日本の軍事力に対応するために、軍備拡張を迫られる。

**６・憲法改正草案について**文責　黒木

1.自民党の動き

昭和31 年 4 月 28 日 『中間報告- 憲法改正の必要と問題点』

昭和47 年 6 月 16 日 『憲法改正大綱草案（試案）- 憲法改正の必要とその方向』

昭和57 年 8 月 11 日 『日本国憲法総括中間報告』

平成17 年 11 月 22 日 『新憲法草案』

平成24 年 4 月 27 日 『日本国憲法改正草案』

自民党は、成立当初から自主憲法の制定を党の取り組みとして行ってきた。例えば平成22 年に発表した党の「綱領」において、「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」と掲げている。特に今日では、サンフランシスコ平和条約60周年の契機として、平成24年に「日本国憲法改正草案」を発表しこれを主軸に憲法改正への動きを強めているようである。

2.草案の概要

～自民党の説明～

「前文の全てを書き換え、日本の歴史や文化、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを述べています。 主要な改正点については、国旗・国歌の規定、自衛権の明記や緊急事態条項の新設、家族の尊重、環境保全の責務、財政の健全性の確保、憲法改正発議要件の緩和など、時代の要請、新たな課題に対応した憲法改正草案となっています」

～主な改正～

（前文） 日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明。

（第1章　天皇） ・天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴。

・国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

（第2章　安全保障） ・自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。

・領土の保全等の規定を新設。

（第3章　国民の権利及び義務） ・選挙権（地方選挙を含む）について国籍要件を規定。

・家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。

・環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

（第4章　国会） ・選挙区は人口を基本とし、行政区画等を総合的に勘案して定める。

（第5章　内閣） ・内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。

・内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散決定権、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

（第6章　司法） ・裁判官の報酬を減額できる条項を規定。

（第7章　財政） ・財政の健全性の確保を規定。

（第8章　地方自治） ・国及び地方自治体の協力関係を規定。

（第9章　緊急事態） ・外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

（第10章　改正） ・憲法改正の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

（第11章　最高法規） ・国民の憲法尊重義務を規定。

3.主な批判

（前文）・国主体で考えられているように見られるため、立憲主義を害する。

・伝統や国家の継承、道徳までも憲法の目的とすべきではない。

（天皇）・明確に「元首」と規定し、「公的行為」の範囲を曖昧にすることで影響が拡大する。天皇の政治的利用の可能性が大きくなる。

・特に国歌に関して、天皇制の名残と考え反対する人が少なくない中で、憲法で義務を課す必要が不明。

（安全保障）・交戦権の否認を削除し、集団的自衛権を認めることで平和主義が脅かされる。

・国防軍や独立審判所を置き、また、緊急事態の特権を設けることで、事実上海外派兵やその他武力の行使の可能性が有り得る。特に国防軍の規定について、「法律の定めるところにより」としており、恣意的な軍事力の行使の可能性を否定できない。

（国民の権利義務）・天賦人権説（人は生まれながらに権利を取得しているという考え）的な考えを積極的に否定することで、全体主義的な、個人の権利を軽視した「公益及び公の秩序」が尊重されやすい文言がみられる。

・家族の尊重やあり方などはそれぞれが決める道徳の問題であり、憲法が定める問題ではない。

（選挙）・在住外国人の選挙権を憲法で明確に否定している（地方選挙権について）。

・一人一票の平等原則が「総合的な理由」で事実上無視される危険性がある。

（表現の自由等）「公益及び公の秩序」の範囲が曖昧で規制が広まりやすい。また、結社までも規制するべきではない。

（改正）要件を緩和することで立法府の活動範囲を広めることになり、硬性憲法としての意義や立憲主義を害する。

（最高法規）国民が憲法の尊重義務を負うというのは、立憲主義の目的に反する。

～自民党の批判に対する主張（一部Q＆Aから抜粋）～

（立憲主義を否定したものではない）

権力分立の構造は変わりありませんし、「基本的人権の尊重」が、「主権在民」「平和主義」とともに日本国憲法の三大原則の一つであることも全く変わりはありません。むしろ、前文においては、現行憲法で上記三大原則のうち唯一記載の欠けていた「基本的人権の尊重」を明確に盛り込んだところです。

（立憲主義は、国民の義務規定を憲法に設けることを否定しない）

立憲主義の観点からすれば、憲法は権力の行使を制限する「制限規範」が中心となるべきものですが、同時に、立憲主義は、憲法に国民の義務規定を設けることを否定するものではありません。実際、現行憲法でも「教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」が規定されており、これは、国家・社会を成り立たせるために国民が一定の役割を果たすべき基本的事項については、国民の義務として憲法に規定されるべきであるとの考え方です。

この点は、他の多くの立憲国家においても、国防義務や憲法擁護義務といったものが国民の義務規定として憲法に盛り込まれていることからも明らかです。

（9条　1項）

9 条1 項で禁止されるのは「戦争」及び侵略目的による武力行使のみであり、自衛権の行使や国際機関による制裁措置は、禁止されていないものと考えます。文章の整理として、「放棄する」は戦争のみに掛け、「国際紛争を解決する手段として」は戦争に至らない「武力による威嚇」及び「武力の行使」にのみに掛ける形としました。19 世紀的な宣戦布告をして行われる「戦争」は国際法上既に一般的に「違法」とされていることを踏まえた上で、法文の意味をより明確にするという趣旨から行った整理です。

（9条　2項）

従来の政府解釈によっても認められている、主権国家の自然権としての「自衛権」を明示的に規定したものです。この「自衛権」には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。

（国民の権利義務）

国民の権利義務については、現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していくということを考えました。そのため、新しい人権に関する規定を幾つか設けました。また、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。

**７．憲法改正の世論調査**

1.世論

2015年の憲法改正についての世論

　　　　　　　　賛成　　　　　　　　　　　　　　　 反対

▼ 読売新聞　　改正する方がよい51%　　　 　 改正しない方がよい46%

▼ 朝日新聞　　改憲必要　43% 　　　　　 改憲不要40%

▼ 日経新聞　　改正すべきだ42%　　　　　 　 現状のままでよい44%

▼ 産経新聞　　憲法改正賛成40.8%　　　　 反対47.8%

▼ 毎日新聞　　改正すべきだと思う27%　　 改正すべきだと思わない55%
▼ NHK　　　 改正する必要があると思う28% 改正する必要はないと思う25%

2.憲法改正賛成派の主張

・日本国憲法は約70年前に制定されたまま一度も改正されておらず、諸外国と比べても異様であり、社会の変遷に伴って改正すべきである。特に9条について、自衛隊が支持される現状と乖離しており、これを明記すべきである。

また、そうした理由において、プライバシー権などの「新しい人権」を憲法で明記すべきである。

・日本国憲法は、連合軍司令部からの「押しつけ憲法」の歴史を持つものであり、日本国に適した「自主憲法」の制定が必要。

**８．各政党の改正案（9条・96条・緊急事態条項に関して）**

**○憲法9条に関して**文責　小針

**現行憲法9条**

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、[国権](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%A8%A9)の発動たる[戦争](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%88%A6%E4%BA%89)と、武力による[威嚇](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A8%81%E5%9A%87)又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の[戦力](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%88%A6%E5%8A%9B)は、これを保持しない。国の[交戦権](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%A4%E6%88%A6%E6%A8%A9)は、これを認めない

**自民党改正草案**抜粋

（平和主義）

第9条

　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2　前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第9条の2

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高

指揮官とする国防軍を保持する。

2　国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国

会の承認その他の統制に服する。

3　国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4　前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5　国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

（領土の保全等）

第9条の3

　国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

**民主党**　「創憲に向けて、憲法提言」（2005）抜粋

①　憲法の中に、国連の集団安全保障活動を明確に位置づけることである。

国連安保理もしくは国連総会の決議による正統性を有する集団安全保障活動には、これ

に関与できることを明確にし、地球規模の脅威と国際人権保障のために、日本が責任をもってその役割を果たすことを鮮明にすることである。

②　国連憲章上の「制約された自衛権」について明記することである。

ここに言う、「制約」とは、（ⅰ）緊急やむを得ない場合に限り(つまり他の手段をもっては対処し得ない国家的脅威を受けた場合において)、（ⅱ）国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の活動であり、かつ③その活動の展開に際してはこれを国連に報告すること、の3 点を基本要件とすることを指す。

③　「武力の行使」については最大限抑制的であることの宣言を書き入れる。

国連主導の下の集団安全保障行動であっても、自衛権の行使であっても、武力の行使は強い抑制的姿勢の下に置かれるべきである。わが国の安全保障活動は、この姿勢を基本として、集団安全保障への参加と、｢専守防衛｣を明示した自衛権の行使に徹するものとする。

**民社協会　新憲法草案**（2005）抜粋

（国際平和主義、軍隊、徴兵制の禁止）
　第三条　①　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
　②　日本国は、国の独立と主権を守り、国民の生命、自由および財産を保護し、国の領土を保全し、ならびに国際社会の平和に寄与するため、軍隊を保持する。
　③　軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。
　④　徴兵制は、これを設けない。
　⑤　安全保障に関する事項は、法律でこれを定める。

**公明党憲法調査会による「論点整理」**（2004）　抜粋

・戦後の日本の平和と繁栄を築くうえで、憲法9条の果たしてきた役割はきわめて大きいものがある。9条についてはさまざまな活発な議論を行ってきたが、現行規定を堅持すべきだとの党のこれまでの姿勢を覆す議論にはいたっていない。

・専守防衛、個別的自衛権の行使主体としての自衛隊の存在を認める記述を置くべきでないか、との意見がある。第一項の戦争放棄、第二項の戦力の不保持は、上記の目的をも否定したものではないとの観点からである。ただ、すでに実体として合憲の自衛隊は定着しており、意見とみる向きは少数派であるゆえ、あえて書き込む必要はないとの考えもある。

・国家の自己利益追求のための武力行使は認められないが、国連による国際公共の価値を追求するための集団安全保障は認められるべきではないか、との指摘がある。ただ、その場合でも武力の行使は認められず、あくまで後方からの人道復興支援に徹すべきだとの意見がある。それゆえ、憲法上あえて書き込む必要はなく、法律対応でいいとの主張である。

・いわゆる国際貢献については、明確化を望む指摘がある。ただし、9条に書き加えるか、前文に盛り込むか、別建てで起こすか、あるいは法律で対応すればすむというように意見は分かれる。

・ミサイル防衛、国際テロなどの緊急事態についての対処規定がないことから、あらたに盛り込むべしとの指摘がある。ただ、あえて必要はないとの意見もある。

※公明党マニフェスト2005で、憲法第９条については、第１項、第２項を堅持した上で、自衛隊の存在や国際貢献等について、「加憲」の論議の対象として慎重に検討していくとした。

**読売新聞社　憲法改正試案**（2004）抜粋

第11条（戦争の否認、大量破壊兵器の禁止）

１．　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手投としては、永久にこれを認めない。

２．　日本国民は、非人道的な無差別大量破壊兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造及び保有せず、また、使用しない。

第12条（自衛のための軍隊、文民統制、参加強制の否定）

１．　日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる。

２．　前項の軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。

３．　国民は、第１項の軍隊に、参加を強制されない。

自民党改正草案9条への反対

* 自民党改正草案のなかでは、「公益及び公の秩序」条項が導入されるにより、国防軍

（軍隊）は憲法により公の存在になるとともに，第９条の２第３項により国防軍は公の秩序を維持する活動（治安活動）を行うことができると定めていることから，国民の基本的人権は，公の存在となった国防軍（軍隊）との間で厳しい緊張関係を強いられることになり，軍事的公共性の下位に位置付けられる危険が著しく高まる。

* 「集団的自衛権」を認めることが引き起こす危険を隠し、現在の９条が日本にもたらている平和の恵みを帳消しにしようとしていること。
* もし国防軍ができるならば，今後は武力行使の結果，人を殺傷することがありうる

し，日本の軍人も戦死することがある。

* 単に戦力不保持規定を削除して自衛隊を自衛軍に格上げしただけでは終わっていな

い。９条の２によって総理大臣を最高指揮権者とし、２０条３項、８９条１項によって、社会的儀礼の範囲内なら宗教的活動も許されるとして、戦争に不可避の戦死を美化するお膳立てをしている。さらに７２条によって総理大臣が閣議決定を経ずに直接、行政各部を指揮監督できるとして、その権限を強化した。

* ９条の２の２項には「自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行

うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」とあります。つまり文民統制を規定しているのですが、ここでは国会の承認が不可欠となっていません。その他の統制でもよいことになっています。文民統制は骨抜きです。

* ９条は２項の 「戦力不保持」 が重要であったわけで、１項の平和主義が維持され

ても、２項が変更されることは、９条の性質を変えることになる。

**※日本国憲法９条の今日的意義（日本弁護士連合会）**

　前提として、日本弁護士連合会は、１９９７年の第４０回人権擁護大会において「国民主権の確立と平和のうちに安全に生きる権利の実現を求める宣言」（下関宣言）を、２００５年の第４８回大会において、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」（鳥取宣言）を採択した。鳥取宣言では、憲法９条の戦争を放棄し、戦力を保持しないという徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものであることを確認した。

　これについて、日本弁護士連合会では、２００８年に以下のような宣言が行われた。

１．　平和的生存権は、すべての基本的人権保障の基礎となる人権であり、戦争や暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、全世界の人々の平和に生きる権利を実現するための具体的規範とされるべき重要性を有すること

２．　憲法９条は、一切の戦争と武力の行使・武力による威嚇を放棄し、他国に先駆けて戦力の不保持、交戦権の否認を規定し、国際社会の中で積極的に軍縮・軍備撤廃を推進することを憲法上の責務としてわが国に課したこと

３．　憲法９条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、海外における武力行使および集団的自衛権行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能していること

○２００８年宣言の提案理由

* 憲法前文および憲法９条は、わが国が先の大戦とそれに先行する植民地支配によりアジア諸国をはじめ内外に多大な惨禍を与えたことに対する深い反省と教訓に基づき、定められたものである。
* 憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにする」決意の下、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、憲法９条は、国連憲章の国際紛争の平和解決原則を更に発展させ、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を国際紛争を解決する手段としては永久に放棄し（憲法９条１項）、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を否認する（憲法９条２項）という非軍事の徹底した恒久平和主義に立脚している。恒久平和の基本原理は、戦争が最大の人権侵害・環境破壊であり、立憲主義の最大の敵であることに照らせば、平和と人権の密接不可分性を深く洞察したものであり、恒久平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有しているものである。戦争を阻止し、平和を実現しなければ、基本的人権の保障も、国民が主権者として尊重されることもないのである。

○平和的生存権と憲法９条の先駆的意義

鳥取宣言において、憲法は、戦争が最大の人権侵害であることに照らし、恒久平和主義に立脚すべきことが確認されるとともに、日本国憲法第９条の戦争を放棄し、戦力を保持しないという非軍事の徹底した恒久平和主義は、以下のとおり平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものであることが確認された。

第１は、平和と人権の密接不可分性を深く洞察し、人権保障の基底的権利である全世界の国民の平和的生存権を確認した先駆性である。

第２は、日本が国際社会に対して、率先して、一切の戦争（武力行使）を行わないことを具体的に保障するため、軍隊その他の戦力を保持しないことを世界で初めて憲法に明記したことの先駆性である。国連憲章は、国際紛争の平和解決を原則としつつ、例外的に集団的な安全保障構想（相互保障）を採用しているが、憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し」率先して武力の行使を放棄することを宣言したものであり、国連憲章を超える先駆性を有する。

第３は、憲法は、軍隊その他の戦力を保持しないことを憲法に明記することにより、日本が、国際社会において、積極的に、軍備の縮小や軍備の撤廃実現を目指して努力する義務を憲法上の責務として課した先駆性である。

第４は、国内的には、軍隊の保有を禁じること（軍事費の支出禁止、軍事的理由による権利制約禁止等）により、国民の生活、基本的人権を優先的に保障する社会的・経済的基盤を保障したことの先駆性である。これらにより、政府は、自衛権を「自衛のための最小限度の実力」を保持するものと解し、専守防衛政策をとり、自衛隊の海外での戦闘行為や集団的自衛権の行使を否定してきた。その下で非核三原則、武器輸出禁止三原則、基盤的防衛力構想、防衛費ＧＮＰ１％枠などの原則・基準を表明してきた。

第５は、憲法の平和的生存権は、１９４８年１２月国連総会で採択された世界人権宣言、１９６６年国連総会で採択された国際人権自由権・社会権規約などにその理念が引きつがれた先駆性である。

○平和的生存権と憲法９条の今日的意義

第１に、平和的生存権は、すべての基本的人権保障の基礎となる具体的な人権であり、パレスチナ、チェチェン、南北オセチア、コンゴ、アフガニスタン、イラクなど戦争・武力紛争や暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、全世界の国民の平和に生きる権利を実現するための具体的規範とされるべき重要性を有する。

第２に、戦争は最大の人権侵害・環境破壊であり、対人地雷、劣化ウラン弾、クラスター爆弾・バンカーバスター爆弾・デージーカッター爆弾、核兵器、生物・化学兵器などの発達に伴い、今日の戦争や武力紛争は、甚大な環境破壊を伴いながら、死者や負傷者のうち一般市民・非戦闘員が占める割合を飛躍的に増大させ、場合によっては、勝者も敗者もない残酷な殲滅戦争として続く可能性が大きい。このような状況において、軍隊・武力により平和を構築することの矛盾や困難さを想起すべきであり、今日軍隊・武力による平和の実現という思考では平和の実現は不可能ないし困難であることが意識されつつある。平和的生存権および憲法９条はそのような意識を強く後押しするものであり、平和なくして人権保障はありえないことから、きわめて重要である。

第３に、憲法９条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、憲法規範として有効に機能し、上記のとおり自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、また、海外における武力行使や集団的自衛権の行使を禁止する根拠となっている。たとえば、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法、周辺事態船舶検査法などの自衛隊海外派遣法制では、武力行使禁止原則が貫徹され、任務遂行のための武器使用が禁止され、武器使用による対人殺傷は刑法第３６条、３７条の要件（正当防衛、緊急避難）を満たす場合のみであり、武器使用の主体は部隊ではなく、個々の自衛官である。防衛対象も限定（自己、又は自己と共に任務遂行するもの、職務を行うに当り自己の管理下に入った者）されて、「かけつけ警護」はできないとされている。自衛隊の活動地域は、前線ではなく、後方地域、非戦闘地域に限定され、活動内容も後方地域、人道復興、安全確保の各支援活動に限定されている。このような制約は憲法９条の規範的拘束力によるものとして、高い評価を受けている。

第４に、憲法９条は、軍備や軍事に充てられていた資源を人々の生存権保障や温暖化など世界的な危機にある今日の地球環境の保全・回復に向けることを可能とする。

※非軍事の徹底した恒久平和主義は、２１世紀の世界平和を創り出す指針として世界の市民からも注目を集め、高く評価されている。

例えば、１９９９年５月にオランダのハーグで世界各地のＮＧＯが結集して開催されたハーグ平和アピール世界市民会議において採択された「公正な世界秩序のための基本１０原則」は第１項に「各国議会は、日本の憲法９条のように、自国政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と日本国憲法９条を掲げている。

**○憲法96条に関して**文責　黒木

**現行憲法96条**

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

＜自民党改憲草案　第10章　改正＞

第百条　この憲法の改正は、**衆議院又は参議院の議員の発議により**、両議院のそれぞれの総議員の**過半数**の賛成で国会が議決し、法律の定めるところにより行われる国民の投票において**有効投票の**過半数の賛成を必要とする。

２　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

＜賛成派の主張＞

a 日本国憲法は約70年も改正がされていない「世界最古の憲法」であり、その改正要件も各国と比べて厳し過ぎ、現実社会の変遷に対応できない。

b 多くの党が賛成できる96条から改正するのは現実的。

c 発議要件を緩和しても、最終決定権はあくまで国民投票であり、国民に改正案の是非を問うことも出来ない状態を放置すべきでない。

＜反対派の主張＞

a 改正要件が厳しいのは他国も同じことであり、特別に日本が厳しすぎるわけではない。

b 内容が簡単に変えられるようでは、硬性憲法の意義（上記参考）を失うことになる。また、国家権力を縛るはずの立憲主義を害することにもつながる。

c 国民投票に多く任せると、多数派の意に沿った改憲が少数派の弾圧につながる恐れがある。

d 現状、衆議院の与党議席数は約68%、参議院は約55%と過半数を超えており、通常の法案のように、野党の反対を押し切った改憲発案が成される可能性が大きい。

＜他の憲法草案＞

民主党・・・①各議院の総議員の過半数により発議、②各議院の3分の2以上の賛成があれば、国民投票なしで憲法改正、③重要な改正案件に限定して国民投票義務付け

公明党・・・現行憲法維持

讀賣新聞・・・①衆参両院の総議員3分の2以上の出席、出席議員の3分の2以上の賛成の場合、改正案は国民投票を経ずに成立、②国民投票は、賛成議員が3分の2に満たないが、過半数に達した場合に限定

**○緊急事態条項に関して**文責　岩淵

＜自民党改憲草案　第9章　緊急事態＞

第九十八条　**緊急事態の宣言**内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
２
緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

３
内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
４
第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。
この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

＊第60条2項の規定…予算案において参議院で30日以内に議決されない場合、衆議院の議決が国会の議決となる

第九十九条　**緊急事態の宣言の効果**
緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の
効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
２
前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
３
緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

４
緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

＜「緊急事態」に賛成意見＞

a. いまのアジアやロシアの情勢からみて国防策は必須であり、アメリカとの微妙な関係を考えれば「軍事的な問題はぜんぶ他人にお任せします」とは言っていられない

b. 武装していることを隣国にはもちろん、同盟国がピンチになったときに示しはするけれども、やすやすと戦争に結びつくことなどないし、結びつかないようにしたい

c. 現在の憲法は、想定外の事態が起きたとしても緊急の対応ができない。いちいち国会で審議せずに首相の権限だけですぐに対処できるように備えておかなければならない

d. 国防のための軍隊だけど、日本国内に巨大地震などが起きた際も首相に権限があればすぐに発動させられる

e. 憲法を根底から変えるのではなく、国防について内容を見直すだけ。だから、日本国憲法の基本的な論理はなにも変わらない

＜「緊急事態」の反対意見＞

a.多かれ少なかれ政府が国民の人権を制約する形になるのは問題である。

b.現行の法律（災害対策基本法、国民保護法、自衛隊法、警察法）があれば十分対処できる。

c.宣言の発令中は、内閣に多大な権力が付与されるのに加え、政権が固定され衆議院のメンバーも入れ替わらなくなるため、大多数の議席を取得した与党が非常事態宣言を濫用して政権を恒久化してしまうのではないかという懸念もある。

d. 戦後、日本の平和が維持できているのは、武器を持たないでいるから。隣国からの脅威があったとしても軍事的に解決すべきではない

e. 憲法を変えてしまうと戦争しない保障がどこにもなくなる。武装すれば戦争を余儀なくされることだってあり得るし、同盟国が戦争するときに無関係でいられるはずがない

f. 首相の権限だけで国民の人権を制限できるようになれば、「国民を守る」と称すれば何だってできてしまう。ファシズムを原動力にした独裁的な権力を許すことにもなり得る

g. 自然災害と国防は別の話であり、並べること自体がナンセンス。被災地の状況がわからない首相に的確な判断ができるはずもない

h. 武力を持たないのが日本国憲法の基本的な論理。だから、軍隊を作って首相に権限を集るために憲法を見直すのはおかしな理屈だ

＜フランスの緊急事態宣言＞

フランス憲法では16条において国家の非常時、大統領に強大な権限が集中する「非常措置権」や、秩序維持の権限が行政から軍隊に移される戒厳状態が認められているが、今回の「非常事態宣言」はこのどちらでもなく、憲法に明文規定はない。「非常事態宣言」の根拠は1955年に制定された「**緊急状態法**」という法律で、アルジェリア独立戦争を受けて制定されたものである。

　「非常事態宣言」は公の秩序に対する重大な脅威があると判断された場合に大統領が宣言でき、期間を限定して警察権限を強化することなどが可能となる。1962年のアルジェリア独立戦争終結後は、1985年に仏領ニューカレドニアの暴動で宣言されたほか、フランス本土では2005年にパリ郊外で移民の若者による暴動があった際にも発令されている。

　非常事態宣言は、12日以上の延長をする場合には議会の承認を得て法律を制定する必要がある。今回は、20日に議会で非常事態宣言を延長する法案が可決され、来年2月25日まで3カ月延長された。

＊アメリカでは州知事が地域レベルでの非常事態を宣言する権限を持ち、ハリケーンや大雪の際に発令されている。

**ディベート論題**

　Ｘ党の国会議員１００名ほどが、憲法9条・96条を改正する動きを見せた。そのような事態に備えて、憲法改正に関する協議会が実施された。この協議会においては、様々な改正草案が提示され、次の２点が主な論点とされた。各論点について論ぜよ。

①憲法改正は無制限に許されるか、それとも一定の限界のもとで行うにとどまるのか。

②現行憲法9条は改正すべきか否か。またその理由と改正するならどのような趣旨・形式の条文がよいか。（緊急事態条項を導入すべきか否かも含めて）

③現行憲法96条は、現在の改正要件を過半数に緩和すべきか否か。

読売新聞社　<http://www.hou-bun.com/01main/cd/add/22-2-shi01.html>

日本経済団体連合会

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/002/honbun.html#part3>

自民党

<https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf>

民主党

<https://www.dpj.or.jp/news/files/BOX_SG0058.pdf>

公明党

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/1600805komei.pdf/$File/1600805komei.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/1600805komei.pdf/%24File/1600805komei.pdf)

日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2008/2008_1.html>

国立国会図書館

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8624126_po_0824.pdf?contentNo=1>